

## 損害保険金に付随して支払われる費用保険金

損害保険金に付隨して支払われる費用保険金	支払事由の概要
<b>臨時費用保険金</b>	保険の対象が損害を受け、損害保険金が支払われる場合に損害保険金に加算し臨時に生じる費用としてお支払いします。ただし、損害保険金の30%に相当する額を1事故につき300万円を限度としてお支払いします。
<b>残存物取り片づけ費用保険金</b>	保険の対象が損害を受け、損害保険金が支払われる場合に損害を受けた保険の対象の残存物の取り片づけに支出した費用の実費をお支払いします（損害保険金の10%を限度）
<b>損害防止・権利保全費用保険金</b>	保険契約者または被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合で第三者より損害の賠償を受けるときはその賠償請求権の保全・行使のため、またはその他損害の発生もしくは拡大の防止のために被保険者（保険の補償を受けられる方）が支出した必要または有益な費用をお支払いします。
<b>修理付帯費用保険金（自動付帯特約）</b>	火災、落雷または破裂・爆発によって保険対象に損害が生じた結果、その後にあたり下記に掲げる費用が発生した場合、当社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用をお支払いします。 ①保険対象を復旧するために要するその損害の原因調査費用。 ②保険対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。 ③保険対象である設備・装置の再稼働に要する保険対象の点検費用、調整費用または試運転費用。 ④損害が生じた保険対象の仮修理費用。 ⑤保険対象の代替として使用する仮設物の設置費用および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用。 ⑥保険対象の代替として使用する仮設物の設置費用および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用。 ⑦保険対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用。

## 保険金をお支払いしない主な場合

○主な損害としては、次のような場合が該当します。

1. 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意・重過失による損害
2. 戦争・変乱・原子力危険による損害
3. 保険の対象自体に内在する欠陥、自然の消耗、かび、さび、変質、虫喰い、ねずみ食いなどによる損害
4. 置き忘れ、紛失による損害
5. 加工を施した場合、加工着手後に生じた損害
6. 平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等外観上の損傷であり、保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
7. 詐欺または横領による損害
8. 偶然な外来の事故によらない電気的事故または機械的事故による損害
9. 修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣による損害
10. 地震・噴火、津波による損害
11. 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、高潮、土砂崩れ等の水災による損害

なお、この保険は、偶然な事故によって、保険にて補償する動産に直接生じた損害、いわゆる「物的損害」をお支払いの対象とするものです。従って、事故の結果、間接的に生じた損害、たとえば喪失利益や代替品の賃借費用などは、保険金支払の対象とはなりません。

○次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除し保険金の全部または一部をお支払いしません。

1. 保険契約者、または被保険者が保険金を支払わせる目的で障害を生じさせた場合
2. 保険契約者が暴力団関係者等の反社会的勢力に該当すると認められた場合
3. 被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合

等

## お引受けの方法

保険期間は原則として1年とします。ご契約の際には、下記の事項をお知らせいただきます。

- 保管場所の建物構造(鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造等)
- 保管場所の建物使用方法(住宅、事務所、飲食店、小売店、倉庫等)
- 補償範囲(保管場所のみ、国内一円等)…申込書に「主たる保管場所」、「輸送方法」を明記していただきます。

### ご契約のご注意

- 申込書等に★または☆が付された事項はご契約に関する重要な事項（告知事項）です。ご契約時に正確に記載してください。これらの内容が事実と異なっていた場合には、ご契約を解除することができます。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。（弊社の代理店には告知受領権があります。）
- 保険額は評価額（時価額）いっぱいに設定してください。保険額が評価額に満たない場合は、お支払いする保険金が損害の額よりも少なくなる場合があります。また、評価額を超過した場合でも保険金のお支払いは評価額が限度となりますのでご注意ください。（美術品、骨董品などについては、信用ある鑑定書や購入時の領収書等をご用意ください。）
- 同種の他の保険契約等がある場合は、申込書の「他の保険契約等」欄に必ず記入ください。

※損害保険金の支払額が1回の事故で保険額（保険金額が保険額を超える場合は保険額）の100%に相当する額となった場合、その時点での保険契約は終了します。それ以外の場合は、保険金額は減額されず、ご契約は満期日まで有効です。

### ご契約後の注意

- 申込書等に☆が付された事項（告知事項）に内容の変更が生じた場合には遅延なく取扱代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約が解除されることがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 保険料お支払いの際は、弊社所定の保険料領収書を発行することといたしますので、お確かめください。
- ご契約後20日を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までご照会ください。
- ご契約のお申込みを撤回または解除を申し出しができるクーリングオフ制度がございます。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。
- 引受け保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」がございます。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。

※保険契約に関する個人情報の取扱方針を定めております。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。

### 万が一事故が発生したときは

- すぐに取扱代理店または弊社事故受付センター窓口（下記参照）までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることができますのでご注意ください。
- 重複する他の保険契約等がある場合で、他の保険契約等から既に保険金が支払われていた時は、弊社のお支払いする保険金からそれらの額の合計額が差し引かれることがあります。

このパンフレットは動産総合保険の概要をご紹介したものです。ご契約の際は必ず「重要事項説明書」をお読みください。また、詳細は種目ごとに「ご契約のおり（普通保険約款・特約集）」をご用意しておりますので、必要に応じて、取扱代理店へご請求ください。その他ご不明な点につきましては取扱代理店または弊社にご照会ください。取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などはどちらにご連絡ください。

お客様相談センター  
受付時間：平日の午前9:00～午後5:00  
(土日・祝祭日および12/31～1/3を除きます。)

お問い合わせ・ご相談 ☎ 0120-671-071 (お客様相談センター)

ご不満・ご意見・ご要望 ☎ 0120-331-308 (お客様相談センター)

万が一の事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

事故受付センター  
受付時間：平日9:00～午後5:00  
☎ 098-869-3119 (事故受付センター)

受付時間：平日午前9:00～翌朝9:00 および土日・祝祭日

☎ 0120-091-161 (通話料無料) (事故受付センター)

保険会社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。  
弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し込みを行なうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会そんぽADRセンター  
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(http://www.sonpo.or.jp/)

ナビダイヤル ➔ 0570-022808 (通話料有料)  
受付時間：午前9:15～午後5:00(土日・祝祭日および12/30～1/4を除きます。)

●お申し込み・お問い合わせは

「この島の損保。」  
**大同火災海上保険株式会社**  
本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号  
(ホームページアドレス) http://www.daidokasai.co.jp/

# 動産総合保険

[法人契約用]



# 動産総合保険はあらゆる動産が保険の対象となります。

法人用動産としては、店舗内で使用中・保管中の医療機器・通信機器・事務機等の営業用の備品等が保険の対象となります。

※なお、次のものは、他の保険種目でお引受けしている関係上、この保険の対象から除外しております。  
(1)自動車・航空機・船舶を対象とする契約  
(2)商品の保管中の危険のみを対象とする契約  
(3)加工・製造中の動産を対象とする契約  
(4)輸送中の危険のみを対象とする契約

## 保険金をお支払いする主な事故は…

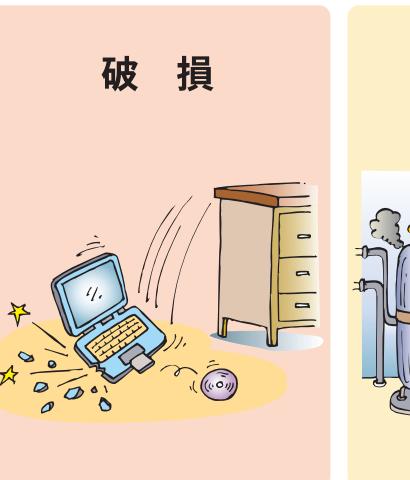
保険金を支払わない場合に該当する場合を除き、偶然な事故による損害が保険金等のお支払い対象となります。



火 災



盗 難



破 損



破裂・爆発



落 雷



航空機の墜落・接触



自動車の衝突



給排水設備の事故による水濡れ



騒擾・労働争議

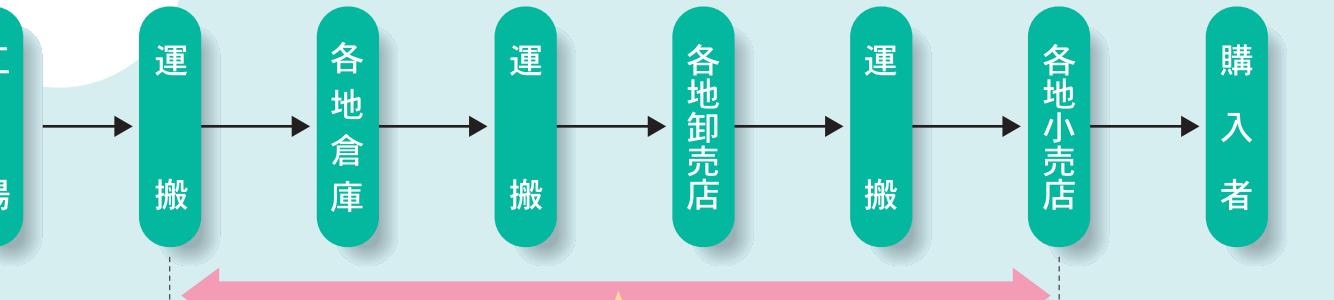


いたずら

## 特殊な契約方式1

### 商品・在庫品の契約

■商品・在庫品を包括的にお引受けします



この方式は、上の図のように、商品がメーカーの工場で製品となったとき以降、さまざまな経路をへて最終的にユーザーの手に到達するまでの、いわば「流通過程」にある間の危険を一括して、かつ全商品を包括的にお引受けするものです。

### ■保険にて補償する範囲は任意にお決めください

上の図の範囲内であれば、ご希望に応じ、どの部分を抜きだして保険にて補償する範囲をお決めいただいても結構です。

例えば

ご契約者がメーカーの場合：工場搬出以降、各地卸売店搬入まで

ご契約者が卸売店の場合：自店舗搬入以降各地小売店搬入まで

ただし、他の保険でお引受けしている関係上、「保管中危険のみ」または「輸送中危険のみ」を対象とするご契約については、この保険の引受け対象より除外しております。（保管中、輸送中をあわせ一括して補償の範囲とすることが必要です。）

### ■商品の種類を問いません

動産であれば何でもお引受けの対象となります。また、最終商品に限らず、中間製品、原材料、部品等であっても差しつかえありません。ただし、自動車、航空機、船舶については、他の保険でお引受けする関係上、この保険の引受け対象より除外しております。

### ■お引受けの方法

保険期間は原則として1年間とし、下記の事項をご申告いただいた上で、保険期間中の危険を一括してお引受けするものとします。

ア 保険にて補償する商品の明細（品名、形状、仕様、用途、単価など）

イ その商品の流通経過（フローチャート）および保険にて補償する範囲。

ウ 保管場所 所在地、収容建物構造、保管目的、平均滞留日数

エ 保管在高 保管場所ごとに、平均在高および最高在高

オ 輸送金額 年間延輸送金額（輸送経路が複数の場合には、各ルート別にご提示ください。）

1輸送あたりの平均金額、最高金額

### ■こんなご契約も可能です

#### 展示契約

展示出品物につき、展示会場への輸送中、展示期間中、会場での飾付け、撤去作業中などの危険を一貫してお引受けするものです。大切な商品をご出品の際にぜひご利用ください。

#### 巡回販売契約

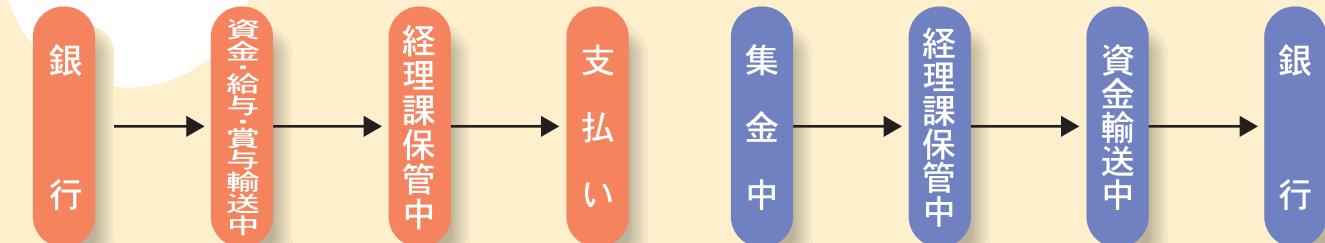
セールスマンの方が商品を携行し、あるいは車に積載して各地の得意先を訪問販売されるような場合、携行中または積載輸送中に展示・販売中、旅行宿泊中など巡回販売の行程における一切の危険を包括的にお引受けするものです。

なお、貴金属商品類についての巡回販売契約につきましては、弊社までご照会ください。

## 特殊な契約方式2

### 現金・小切手の契約

■現金、小切手を包括的にお引受けします



### ■保険にて補償する範囲は任意にお決めください

ひたくり、強盗など、現金盗難事件は頻繁におこっています。火災による消失などはもちろんのこと、このような現金、小切手の盗難による損害もあわせて補償する方式です。もちろん保管中のみでなく集配など輸送中の危険もあわせ、幅広く包括的にお引受けすることができます。

### ■お引受けの対象となる現金・小切手

保管中、輸送中、集金中など、あらゆる状態の現金・小切手がお引受けの対象となりますが、この保険の特色を活用し、保管・輸送をあわせて包括的に補償の範囲とすることをすすめします。

### ■お引受けの方法

保険期間は原則として1年間とし、下記事項につきご申告いただいた上で、保険期間中の危険を一括してお引受けするものとします。

ア 保険にて補償する現金・小切手の種別（給与・賞与、売上げ代金など）

イ 保険にて補償する範囲……上図のどの時点からどの時点までを保険の対象とするかをお決めいただきます。

ウ 保管場所、保管方法、防犯設備状況など

エ 平均保管在高および最高保管在高（保管場所が2ヶ所以上ある場合には収容場所ごとにご申告ください。）

オ 輸送状況……輸送区間、輸送方法、輸送頻度など

カ 輸送金額……年間延輸送金額、1輸送あたりの平均金額、最高金額

### ■保険金をお支払いしない主な場合

- 置き忘れ、紛失による損害
- 詐欺、横領、使用人の不正行為による損害
- 受渡しの誤り、勘定違い等に伴う現金不足による損害
- 帳簿等により被害額を証明することのできない損害
- 地震・水災による損害



等

